

介護保険法に基づく介護予防支援の指定について

1 概要

今年度から、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市からの指定を受けて実施できることとなり、介護予防支援の指定に当たっては介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の規定により、「介護保険の被保険者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされていることから、本審議会において御意見等をお伺いします。

(参考) 介護保険法第 115 条の 22 第 4 項

市町村長は、第 58 条第 1 項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 指定申請があった事業者

事業者	一般社団法人慈恵会
主たる事務所の所在地	青森市大字安田字近野 145 番 13 号
代表者	理事長 丹野 智宙
指定介護予防支援事業所名	じけいかい居宅介護支援事業所
人員	管理者 1 名（主任介護支援専門員）
	担当職員 13 名
介護予防支援委託実績	あり
予定指定年月日	令和 7 年 4 月 1 日
指定基準	指定申請書類を審査し、指定基準を満たしていることを確認